

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
航空機	飛行機	主として金属製のもの	
		最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	10
		最大離陸重量が百三十トン以下のもので、 五・七トンを超えるもの	8
		最大離陸重量が五・七トン以下のもの	5
		その他のもの	5
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5
		その他のもの	5

減価償却資産の耐用年数等に関する省令  
(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)